

身体に障がいをお持ちであっても、国土交通大臣の判定（大臣判定）により、航空機に乗り組んでその運航を行うのに支障を生じないと認められた場合は、航空身体検査証明又は航空機操縦練習許可を受けることができます。

大臣判定の申請に必要な検査や手続き等については、航空身体検査指定機関 (<https://www.mlit.go.jp/common/001478656.pdf>) にご相談ください。

なお、これまで大臣判定により適合と認められた事例の一部としては、以下のような事例が挙げられますが、これらに限られるわけではありません。

- ・ 一部の手指の欠損
- ・ 義足
- ・ 人工肛門（ストーマ）の造設